

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の 統合に伴い積立金から納付する額に関する参考資料

- 公的年金制度の一元化の更なる推進について
(平成13年2月28日公的年金制度の一元化に関する懇談会報告)
..... 1
- 公的年金制度の一元化の推進について
(平成13年3月16日閣議決定) 5
- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るため
の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律
(平成十三年七月四日法律第百一号) 附則(抄) 7
- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るため
の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農
林共済年金等に関する経過措置に関する政令
(平成十四年三月十三日政令第四十四号)(抄) 7
- 第8回公的年金制度の一元化に関する懇談会(平成12年12月22日)
資料「統合条件の考え方について」より抜粋 9
- 第9回公的年金制度の一元化に関する懇談会(平成13年2月1日)
資料「農林年金が統合にあたって厚生年金に移換する額」より抜粋
..... 10

公的年金制度の一元化の更なる推進について

〔平成13年2月28日〕
公的年金制度の一元化
に関する懇談会

はじめに

- 公的年金制度の一元化については、「高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るための改革を推進し、その一元化を完了させる」ものとされた昭和59年2月の閣議決定以来の課題であり、平成7年7月、当懇談会において基本的な考え方をとりまとめたところである。

この報告書を踏まえて、平成8年3月の閣議決定「公的年金制度の再編成の推進について」により政府の基本的な方針が示され、第一段階として、平成9年度に旧公共企業体共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合）が厚生年金保険に統合されている。

- その後、各被用者年金制度において財政再計算が行われたこと、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険への統合を希望していることなどから、この閣議決定に基づいた取組を推進するために、昨年5月、公的年金制度に関する関係閣僚会議において、当懇談会を再開することとされ、以来11回にわたり議論を重ねてきた。
- 今般、前回の報告書や上記の閣議決定を踏まえ、公的年金制度の一元化の更なる推進についての取組の方向をとりまとめたので報告する。

1. 一元化の更なる推進について

(1) 一元化の今後の方向

○ 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、各制度において次のような取組を行うものとする。

○ 農林漁業団体職員共済組合については、厚生年金保険に統合することが妥当である。

統合後は、厚生年金保険本体から厚生年金水準相当の給付を支給することとするが、農林漁業団体職員共済組合は厚生年金保険に対して、統合前の加入期間に係る再評価・物価スライドがない場合の給付現価を基礎とし、財政再計算に起因する予定利率の変更等に係る変動額の負担を考慮した妥当な水準の額を積立金から納付するものとする。

さらに、将来の農協等の被保険者数等の今後の見込みについて、統合時の見込みよりも変動するリスクがあることから、所要の上乗せ保険料を納付するものとする。なお、過去において、農林年金の職域部分を除く保険料率が、厚生年金に比べ低い期間が存在していた経緯もある。

おって、上記に基づき納付される額については、後出2の社会保障審議会の年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会において、必要な検証がなされるよう要請するものとする。

○ 残る3共済のうち、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図ることとする。

このため、今回の財政再計算の結果に基づき速やかに具体的な枠組みについて政府及び関係者において検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施することとすべきである。

- 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく、政府及び関係者において検討を行う。

あわせて、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時までに政府及び関係者における具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるべきである。

- さらに、今後、被用者年金制度のいわゆる2階部分の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐべきである。

(2)その他

- 厚生年金と共済年金との間でいわゆる2階部分について給付面でなお残されている違いについて、引き続き検討することが適当である。

2. 今後の進め方

- 一元化に向けた具体的な措置に係る検討状況等については、当懇談会に対して、適時適切な機会に報告がなされるべきである。

- 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

また、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。

3. 関連する事項

- なお、公的年金制度のいわゆる1階部分の基盤強化の必要性に関連して、基礎年金の拠出金の分担のあり方についても、検討することが適切である。
- また、零細な事業所に雇用される労働者、パート労働者あるいは派遣労働者に対する厚生年金保険の適用のあり方について、制度面、運用面の両方から検討することが適切である。

おわりに

- 今般、当懇談会においては、以上のとおり、公的年金制度の一元化に関して、その更なる推進についての取組の方向をとりまとめたところであり、政府においては、本報告を踏まえて、速やかに必要な対応策を講ずることとされたい。

公的年金制度の一元化の推進について

〔平成13年3月16日〕
閣議決定

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

- 1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。
 - (1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。
 - (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。
 - (3) 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う。また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時までには具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

- 2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

- 3 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。
あわせて、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律
(平成十三年七月四日法律第百一号) 附則(抄)

(存続組合の納付金)

第二十条 附則第二十五条第三項に規定する存続組合は、政令で定めるところにより、附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に要する費用及び附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた旧農林共済組合員期間を算定の基礎とする厚生年金保険法による年金たる保険給付に要する費用(当該旧農林共済組合員期間を算定の基礎とする部分の額に限る。)に係る積立金に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を厚生年金保険の管掌者たる政府に納付するものとする。

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令
(平成十四年三月十三日政令第四十四号)(抄)

第四章 費用の負担に関する経過措置

(納付金の算定)

第二十四条 平成十三年統合法附則第二十条の規定により存続組合(平成十三年統合法附則第二十五条第三項に規定する存続組合をいう。以下同じ。)が厚生年金保険の管掌者たる政府に納付すべき金額(次条及び第二十六条において「納付金額」という。)は、次に掲げる額を合算した額を基礎として、厚生労働大臣が定める額とする。

一 平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付であって退職を支給事由とするものに係る旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額を基礎として算定した場合における当該年金である給付に要する費用の施行日の前日における現価に相当する金額の総額

二 厚生年金保険法による年金たる保険給付(旧農林共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。)であって老齢を支給事由とするものに係る旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額を基礎として算定した場合における当該年金たる保険給付に要する費用の施行日の前日における現価に相当する金額の総額

2 前項各号に掲げる額の計算を行う場合の現価の計算に用いる予定利率は、年四分(旧農林共済組合員期間のうち平成十一年三月までの期間については、年五分五厘)とする。

(納付金の概算納付)

第二十五条 存続組合は、社会保険庁長官が定める日までに納付金額の一部を概算で厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により納付する額（次条において「概算納付額」という。）は、厚生労働大臣が農林水産大臣と協議して定めるものとする。

(納付金の精算納付等)

第二十六条 存続組合は、納付金額から概算納付額を控除してなお残額があるときは、その残額を社会保険庁長官が定める日までに厚生年金保険の管掌者たる政府に納付しなければならない。

- 2 前項の納付を行う場合には、納付金額についての施行日の翌日から同項の納付の日までの期間に応ずる利子に相当する額から、概算納付額についての当該概算納付額の納付の日の翌日から同項の納付の日までの期間に応ずる利子に相当する額を控除した額を利子相当額として付さなければならない。
- 3 厚生年金保険の管掌者たる政府は、納付金額が概算納付額を下回ることとなったときは、その下回ることとなった部分の金額に相当する金額を社会保険庁長官が定める日までに還付するものとする。
- 4 前項の還付を行う場合には、概算納付額についての第二項の納付の日の翌日から前項の還付の日までの期間に応ずる利子に相当する額から、納付金額についての施行日の翌日から同項の還付の日までの期間に応ずる利子に相当する額を控除した額を利子相当額として付するものとする。
- 5 第二項及び前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、厚生年金保険事業の財政の安定に配慮して、厚生労働大臣が定める率とする。

○ 第8回公的年金制度の一元化に関する懇談会（平成12年12月22日）
資料「統合条件の考え方について」より抜粋

（参考1）

拠出時給付確定部分の算定式

拠出年を t 、拠出時年齢を x 、給付時点の年齢を y 、支給乗率を α 、
支給開始年齢を p （経過措置があるため、 α と p は $t-x$ の関数）、
標準報酬を $b(t, x)$ 、生存数を $l(y)$ とする時、

x 歳の拠出（拠出年 t ）に対応する、 y 歳時の年金給付を

$$B(t, x, y) = b(t, x) \times \alpha(t-x) / l(x) \times l(y)$$

とする。

拠出時給付確定部分は、保険料拠出に対応する年金給付を、保険料拠出時の予定利率で統合時点 k に割り引く必要があることから、この者の拠出時給付確定部分は、次式で算定される。

$$\sum_{t} \sum_{x} \sum_{y \geq p(t-x)} B(t, x, y) v(t)^{-(y+t-x-k)}$$

$$v(t) = 1 / (1 + i(t))$$

$$i(t) = \begin{cases} 0.055 & t \leq \text{平成11年3月} \\ 0.04 & t \geq \text{平成11年4月} \end{cases}$$

これを、統合時点の組合員、待期者、受給者について、合算したものが、拠出時給付確定部分である。

○ 第9回公的年金制度の一元化に関する懇談会（平成13年2月1日）
資料「農林年金が統合にあたって厚生年金に移換する額」より抜粋

農林年金が統合にあたって厚生年金に移換する額
（平成14年4月統合の場合）

1. 農林年金が統合にあたって厚生年金に移換する額

- 統合にあたって農林年金から厚生年金に以下の額を移換するものとする。

積立金から納付	1.60兆円
上乗せ保険料で納付	0.16兆円
合計	1.76兆円

2. 積立金から納付する額の考え方

- 旧三公社共済の厚生年金への統合にあたっての考え方によれば、積立金から納付する額は、統合前の加入期間に係る再評価・物価スライドがない場合の給付現価が基礎となる。
- ただし、旧三公社共済の統合以降に財政再計算が行われているという事情があるので、財政再計算に起因する予定利率の変更等に係る変動額の負担の帰属を考慮する必要がある。
- 今回の統合において農林年金の積立金から納付する額は、再評価・物価スライドがない場合の給付現価（1.96兆円）から予定利率の変更に係る給付現価の変動額（0.36兆円）を控除したものとする。

3. 上乗せ保険料で納付する額の考え方

- 上記2の控除額（0.36兆円）は、農協等の被保険者数等が当初見込みどおりに推移すれば、統合後の保険料により償却されることとなる。
- 農協等の被保険者数等の今後の見込みについては、当初の見込みよりも変動するリスクがあり、このような問題の対応としては、所要の上乗せ保険料を納付することが必要と考えられる。
- なお、過去において、農林年金の職域部分を除く保険料率が、厚生年金に比べ低い期間が存在していた経緯もある。
- 具体的には、上乗せ保険料率は平成16年9月までは2.14%（厚生年金の保険料率17.35%と農林年金の保険料率19.49%の差）、平成16年10月以降は1%を4年間上乗せするものとする。

(参考)

平成 14 年 4 月統合の場合

1. 農林年金の統合前期間に係る給付現価

・給付現価計	7.75 兆円
・再評価・スライド分	5.68 兆円
・再評価・スライドがない場合の給付現価	1.96 兆円
うち予定利率変更部分	0.36 兆円
・国庫負担分	0.11 兆円

2. 1の財源

国庫負担現価	積立金から納付	上乗せ保険料で納付	保険料収入現価 (厚生年金相当分)
0.11 兆円	1.60 兆円	0.16 兆円	6.08 兆円

農林年金が統合にあたって厚生年金に移換する額
1.76 兆円

(注) 被保険者数の見込みは、平成12年度末46.8万人、13年度末までに更に7千人(計5万人)減少後、厚生年金被保険者数に連動するとした場合である。保険料収入現価は、この将来の被保険者数の見込みに依存する。

平成15年6月12日

公的年金制度一覽

○国民年金制度

(平成14年3月末現在)

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金	積立度合	保険料 (平成15年4月)	支給開始年齢
第1号被保険者	万人 2,207	万人 2,131	3.29	万円 5.9	兆円 3.4	兆円 9.7	2.9	13,300円	65歳
第2号被保険者	3,676								
第3号被保険者	1,133								
合計	7,017								

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、11万人である。
 2. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧老齢(退職)年金の受給権者数等を加えたものである。
 3. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。このほか、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.2万円である。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 5. 積立金は時価ベースであり、年金福祉事業団から継承した資産分は損益を厚生年金保険と国民年金の寄託・預託した分の元本平均残高の比率で按分して含めている。

○被用者年金制度

(平成14年3月末現在)

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金	積立度合	保険料率 (平成15年4月)	支給開始年齢 (平成15年度)
厚生年金保険	万人 3,158	万人 949	3.33	万円 17.4	兆円 27.4	兆円 134.6	5.1	% 13.58	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 56歳
国家公務員共済組合	111	60	1.85	22.9	1.8	8.7	4.6	14.38	定額部分 一般男子・共済女子 61歳 厚生女子 60歳 坑内員・船員 56歳
地方公務員共済組合	321	143	2.24	23.8	4.7	36.9	7.6	12.96	
私立学校教職員共済	41	7	5.65	22.2	0.3	3.1	10.1	10.46	
農林漁業団体職員共済組合	46	16	2.92	18.5	0.5	2.0	4.2	—(注7)	
合計	3,676	1,175	3.13	18.5	34.7	—	5.4	—	—

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが、定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 保険料率は、総報酬ベースであり、本人負担分の2倍としている。
 6. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、14.96%であり、また、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。
 7. 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金保険に統合された。なお、農林漁業団体等の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に係る保険料率は、厚生年金保険法の保険料率(13.58%)に1.64%を加算した15.22%である。
 8. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 9. 厚生年金保険の積立金は時価ベースであり、年金福祉事業団から継承した資産分は損益を厚生年金保険と国民年金の寄託・預託した分の元本平均残高の比率で按分して含めている。厚生年金保険以外の被用者年金制度(共済組合)の積立金は簿価ベースであり、合計すると50.6兆円である。
 10. 積立金には、少子高齢化が急速に進行する中で、後代の現役世代の保険料が急速に上昇し過度なものとならないよう、運用収入の活用により後代の保険料負担の上昇を緩和するという機能がある。例えば、厚生年金保険の平成11年財政再計算結果によれば、賦課方式による保険料率に比べて、段階保険料方式による最終保険料率を10%程度引き下げる効果がある。
 11. 積立度合とは、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。)